

白井市告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により、市道の路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和3年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和3年3月31日

白井市長 笠井喜久雄



整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	12-218	富士字栄66-26	富士字栄66-20
		富士字栄66-20	
2	22-055	池の上一丁目14-12	池の上一丁目14-11
		池の上一丁目14-11	

白井市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和3年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和3年3月31日

白井市長 笠井 喜久 雄



- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名、敷地の幅員及びその延長

整理番号	路線名	敷地の幅員	延長
1	12-218	6.00m	52.96m
2	22-055	6.00m	43.27m

白井市告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和3年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和3年3月31日

白井市長 笠井 喜久 雄



1 道路の種類 市道

2 路線名、変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

整理番号	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
1	05-015	木846-1から 木835-2まで	前	4.50 m ~4.60 m	460.00 m
			後	2.30 m ~4.90 m	482.20 m
2	12-217	富士字栄73-95から 富士字栄73-108まで	前	6.00 m	41.43 m
			後	6.00 m ~8.00 m	46.20 m
3	17-021	根1922-4から 大山口二丁目11まで	前	9.00 m ~26.60 m	430.80 m
			後	9.00 m ~26.60 m	430.80 m
4	22-054	池の上一丁目15-35から 池の上一丁目15-36まで	前	6.00 m	262.94 m
			後	6.00 m	297.50 m
5	25-002	復1147-1から 復1143-1まで	前	8.90 m ~19.10 m	298.10 m
			後	9.00 m ~20.00 m	342.90 m

白井市告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和3年4月1日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和3年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和3年3月31日

白井市長 笠井 喜久 雄



整理番号	路線名	供用開始の区間	
1	05-015	木846-1から	木835-2まで
2	12-217	富士字栄73-95から	富士字栄73-108まで
3	12-218	富士字栄66-26から	富士字栄66-20まで
4	17-021	根1922-4から	大山口二丁目11まで
5	22-054	池の上一丁目15-35から	池の上一丁目15-36まで
6	22-055	池の上一丁目14-12から	池の上一丁目14-11まで
7	25-002	復1147-1から	復1143-1まで